

## 児童虐待の現状とリスク要因

The present situation and risk factors of child abuse and neglect

笹川宏樹<sup>1</sup>

Hiroki SASAKAWA

### 要 約

児童虐待は著しく増加し深刻な状況にあり、公認心理師を含む多職種のチームアプローチが期待されている。本稿では、それらの連携の基礎となる児童虐待の現状と、リスク要因について概説することを目的とした。平成30年度の全国の児童虐待対応件数は、159,850件であり過去最高であった。また平成29年度の虐待による死亡事例は50例（52人）であり深刻な状況にあった。これまでの調査の結果から、児童虐待の子どものリスク要因は、「激しい泣き」などの育てにくさや、「不登校」や「家出や夜間徘徊」といった非行に関する問題行動がみられた。また養育者のリスク要因としては、養育能力の低さや、社会的な不適応を招く「攻撃性」「衝動性」といった性格的特徴があげられた。このようなことから、公認心理師の相談・援助にあたっては、その症状や問題行動の背景に児童虐待のリスク要因を考慮し、注意を払わなければならないことが示された。

キーワード：児童虐待、公認心理師、リスク要因

### 公認心理師にとっての児童虐待

複雑・多様化した社会情勢と、心理職の地位確立を背景にして公認心理師法が2015年に成立し、2017年に全面施行された。2018年9月に国家試験が初めて実施され、第2回試験終了時の合格者は累計36,438人となり、様々な領域で心理臨床業務を担っている。

公認心理師の業務は公認心理師法第2条に規定され、要心理支援者に対する観察とその結果分析、要心理支援者と関係者の相談に応じて援助を行うこと、および心の健康に関する教育や情報提供である。また公認心理師法第42条では、

その業務の遂行にあたっては、保健医療、福祉、教育等との密接な連携の下で提供し、それらの者との連携が明記されている。このように心理臨床に関する知識やスキルといった専門性のみならず、幅広い領域の基本的知識が公認心理師に求められている。特に福祉領域については、公認心理師試験出題基準（一般財団法人日本心理研修センター）の全24大項目のうち、出題割合が約9%と高く設定されている。その中でも児童虐待に関連した問題が出題されている。このことは児童虐待への対応は、公認心理師が関与すべき業務として位置づけられていることを示している。

この児童虐待は大きな社会問題となっており、児童福祉法をはじめ関連法の度重なる改正が行われている。また児童虐待は、子どもの心身の

<sup>1</sup> 同志社大学心理学部 (Faculty of Psychology, Doshisha University)

成長や、人格の形成に影響を与えるばかりか、時には生命さえ奪ってしまう重大な問題である。「令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(令和元年8月1日)」(厚生労働省, 2019)(以下、「会議資料」という)によると、平成30年度に全国212か所の児童相談所で児童虐待相談として対応した件数は、159,850件(速報値)であり、前年比26%増であった。主な増加要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案として、面前でのドメスティック・バイオレンス(domestic violence: 以下、「DV」とする)を、心理的虐待として警察からの児童通告が増加したことがあげられている。また社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2019)(以下、「第15次報告」という)では、平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間を対象期間とし、50例52人の死亡事例が報告されている。この人数は1週間に一人の生命が奪われていることを意味している。

本稿では、公認心理師にとって、ますます重要な相談援助業務となる児童虐待について、その現状等を概説することを目的とする。特に児童虐待のリスク要因について、これまでに実施された児童虐待に関する調査の結果等を報告する。

## 児童虐待の定義

児童虐待の定義は、児童虐待防止法第2条では「保護者がその監護する児童について次に掲げる行為をいう。」とされ、4つの類型が規定されている。それらの具体例は次の通りである(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課, 2013)。

1. 身体的虐待: 打撲、骨折、内臓損傷、たばこによる火傷などの外傷が生じる行為。首を絞める、殴る、激しく揺さぶるなどの行為。意図的に病気にさせる。

2. 性的虐待: 子どもへの性交、性的行為、性器や性交を見せる。ポルノグラフィの被写体などにする。

3. ネグレクト: 重大な病気になっても病院に連れて行かない。乳幼児を残したまま外出する。子どもの意に反して学校へ行かせない。衣食住などが極端に不適切であり、健康を損なうほどの無関心・怠慢など。同居人が身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の行為を行っても、それらを放置する。

4. 心理的虐待: ことばによる脅かし、脅迫など。無視や拒否的な態度。心を傷つける言動、兄弟との差別的扱い。配偶者などへの暴力や暴言。

このように児童虐待の定義を暴力等の身体的虐待と性的虐待だけに限定するのではなく、養育放棄や保護の怠慢であるネグレクトと、著しい暴言や心理的外傷を与える言動などの心理的虐待も含むことを特徴としている。

## 児童虐待の状況

児童虐待に関する最初の全国統計は、児童相談所での児童虐待相談対応件数の総計として公表された平成2年度(1990年度)である。会議資料(厚生労働省, 2019)によると、初年度1,101件から平成30年度159,850件へと著しく増加し、28年間で約145倍となっている(Figure 1)。平成30年度のいくつかの府県の児童虐待対応件数をみると、大阪市や堺市などの政令指定都市を含む大阪府は人口約882万に対して20,694件であり、全国で一番多かった。全国総人口の約1%である奈良県は人口約134万人に対して1,825件、児童虐待対応件数が最も少ない鳥取県は人口約56万人に対して80件であった。このように自治体によって大きな隔りがあり、また人口比に単純に対応するものではない。次に同年度の児童虐待の4つの類型別の件数をみると、心理的虐待が一番多く72,197件(54.0%)であり、全体の5割を超えている。そして身体的虐待40,256件(25.2%)、ネグレクト26,821件

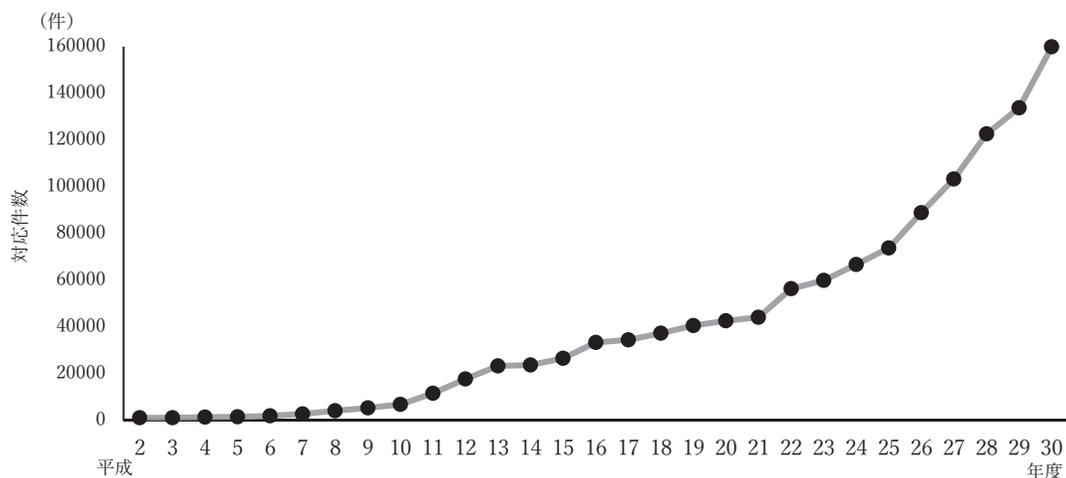


Figure 1 全国児童相談所の児童虐待対応件数の年度別推移。厚生労働省（2019）より引用。

（20.0%）の順であり、性的虐待は他と比べて著しく少なく1,731件（1.1%）であった。このようなタイプの割合は、各都道府県のそれとほぼ同様な傾向である。

### 児童虐待死亡事例にみられるリスク要因

児童虐待防止法第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするために、これまで15次にわたって報告が取りまとめられている。令和元年8月に公表された第15次報告（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会，2019）は、厚生労働省が地方公共団体に対して、児童虐待死亡事例の概要、子どもや虐待者の状況等の詳細について、調査票を送付し回答を求めたものである。対象となった期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間である。

心中を除く事例の虐待死の主な結果は次の通りである。分析の対象となった事例は50例52人である。まず年齢をみると、0歳児が28例28人（53.8%）と最も多く、うち月齢0か月児は14例14人（50%）と高い割合であり、乳児であること自体が高いリスクと考えられる。虐待の類型は、身体的虐待20例22人（42.3%）と、ネグ

レクト20例20人（38.5%）がほぼ同数であった。実母の抱える問題としては、「遺棄」「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」が見いだされた。

次に、臨床心理学的な援助対象となる問題がリスク要因としてあげられており、それらの結果は次の通りである。まず子どもの情緒・行動上の問題が「あり」とされたのは52人中5人と少なく、「なし」と「不明」がそれぞれ22人と、25人であった。この結果は、子ども自身の年齢が低く、問題行動として顕在化されにくいと考えられる。しかし、わずかながら「激しい泣き」「ミルクの飲みムラ」「指示に従わない」「なつかない」などが問題とされており、乳幼児期の育てにくさとの関連がうかがえる。

養育者の心理的・精神的問題等については、Figure 2が示すとおりである。なお、この結果は第3次から第15次までの全件数のうち「問題あり」と報告された実母646例、実父406例の内訳（複数回答）を集計したものである。実母については、授乳などの「養育能力の低さ」が187例（28.9%）と一番多い。次に育児不安166例（25.7%）が続ぎ、衝動性78例（12.1%）、うつ状態76例（11.8%）となっている。実父では、実母と同様に「養育能力の低さ」が76例（18.7%）と一番多く、「攻撃性」57例（14.0%）、

「怒りのコントロール不全」52例 (12.8%), 「衝動性」51例 (12.6%) であった。また「DVを行っている」40例 (9.9%) はほぼ1割にみられた。

これらの結果は、子育ての知識やスキルの不足などが不適切な養育につながり、また育児への不安を高めている。更には、うまくいかない子育てのストレスから、攻撃性や衝動性を一層強めている。

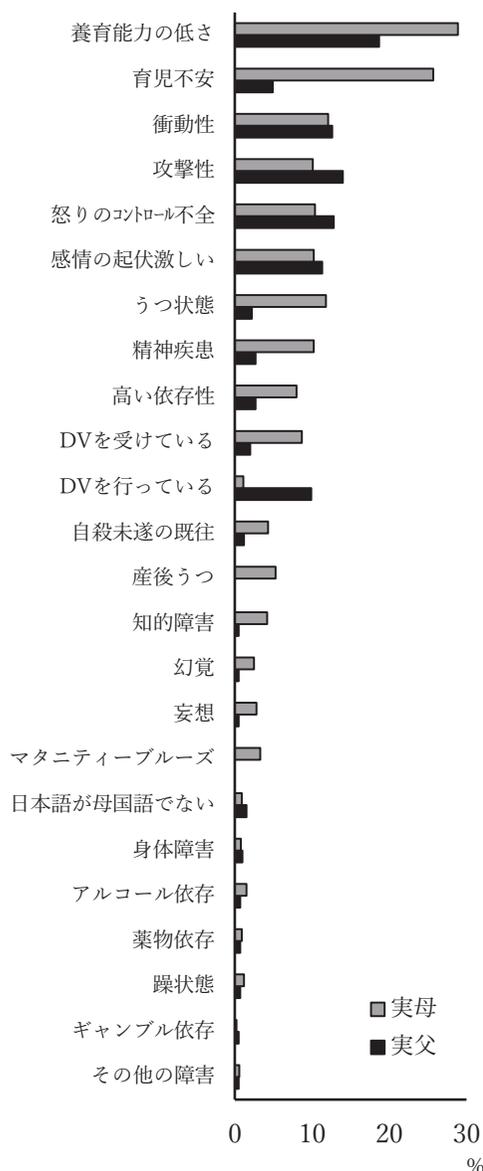


Figure 2 養育者の心理的・精神的問題 (実母 N=646, 実父 N=406)。第15次報告 (社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2019) より作成。

### 地方自治体 (奈良県) の 児童虐待調査におけるリスク要因

最も深刻な児童虐待死亡事例の分析は、虐待の重篤化を防止する上で重要である。一方、死に至らないまでもすべての児童虐待を対象とした調査も児童虐待の発生予防や、リスク把握のためには必要である。以下は、奈良県で実施された全児童虐待事例の調査結果である。まず奈良県児童虐待事例調査・分析事業検討会を設置して調査項目等を検討し、次に県内すべての市町村の協力を得て児童虐待の調査・分析を実施した (奈良県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課, 2015)。

#### (1) 調査1 (児童虐待の状況把握調査)

調査1の目的は、奈良県における被虐待児童数や虐待状況などの全体像を把握することであった。調査対象は平成24年度及び平成25年度に、奈良県子ども家庭相談センター (児童相談所) と奈良県内市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関が対応及び終了した児童虐待事例であった。調査項目は、被虐待児の性別、年齢、虐待類型、重症度等である。

主な結果は次の通りである。分析の対象となった件数は6,293件であり、被虐待児童数は4,045人であった。被虐待児の年齢別では、0~6歳の乳幼児は2,118人 (52.4%), 小学生段階の7~12歳は1,170人 (28.9%), 中学生段階の13~15歳は403人 (10.0%), 16歳以上は354人 (8.8%) であった。乳幼児が半数以上であり、年齢別では0歳児が373人 (9.2%) と最も多かった。

虐待の類型と重症度については、Table 1の通りである。この身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待の3類型がほぼ同数の3割ずつという傾

Table 1  
虐待の種類と重症度の内訳 (N=4, 045)

	最重度	重 度	中 度	確定され ないが 中度以上	軽 度	危惧あり	不 明	計
身体的虐待	18	67	362	6	552	243	42	1, 290
ネグレクト	14	44	204	3	545	448	21	1, 279
心理的虐待	5	14	207	2	526	618	40	1, 412
性的虐待	1	13	21	1	8	13	7	64
計	38	138	794	12	1, 631	1, 322	110	4, 045

注) 奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課 (2015) より引用

向は、全国の児童相談所の統計（厚生労働省，2019）の心理的虐待が5割を超えるという結果と異なる。これは学校や保健センターといった住民に身近な機関，つまり児童虐待の発見・通告がなされやすい市町村のデータを含んでいることと関連している。

虐待の種類と重症度のクロス集計からは、性的虐待は中度以上が36人（56.3%）と5割以上であるのに対し、心理的虐待の中度以上は228人（16.1%）と2割にも満たなかった。このことは性的虐待は密室性がより高く顕在化されにくい、一旦発見されれば非常に深刻な事態となっていることを示している。

## (2) 調査2(虐待事例の特徴把握と課題抽出調査)

調査2の目的は、児童虐待の発生及び重症化の要因、すなわちリスク要因を明らかにすることであった。調査対象は調査1の被虐待児童4,045人のうち、重症度が中度以上と確認された被虐待児童982人であった。調査項目は、児童虐待のリスク要因の3つの側面、すなわち被虐待児童、養育者、家庭・生活環境に関連する項目である。これらの3側面は更に次のように細分される。

被虐待児童にみられる問題・状況は、情緒・行動上の問題、発育の問題、疾病・障害である。養育者では、被虐待歴、精神・知的発達の問題、性格的問題、アルコール・薬物の問題、家事・育児能力の問題、妊娠・出産の問題、子どもに対する否定的感情・態度の問題等であった。家

庭・生活環境は、家族関係や経済の問題、居住等の生活環境の問題である。

主な結果は次の通りである。分析の対象となったのは被虐待児童982人であった。被虐待児の所属別では、無所属を含む保育所・幼稚園の乳幼児は361人（36.8%）、小学生は336人（34.2%）、中学生以上は212人（21.6%）であった。調査1とは異なり、中度以上と重症度が高くなると、年齢の高い中学生以上の割合が増えるという特徴がみられた。

心理的援助の対象となるリスク要因の結果については次のとおりである。被虐待児童の情緒・行動上の問題がみられたのは492人（50.1%）であり、その具体的内容の出現率は Figure 3 に示している。10%以上の出現をみると、「不登校」「家出・夜間徘徊」「他者や物への暴力」「多動」「反抗・指示に従わない」「盗癖」「衝動性」「無表情・表情が乏しい」などであり、非行といった問題行動が目立ち、中学生以上の割合が調査1の全数調査と比べて増えたこととの関連が推測される。また被虐待児童に「病気・障害あり」は234人（23.8%）であり、そのうち「注意欠如多動性障害」「自閉性障害」などの診断がある発達障害が100人（42.7%）と高頻度であった。

養育者にみられた問題・状況のうち、一番多く「問題あり」とされたのは性格的問題であり、739人（75.3%）と全体の3/4を占めていた。その内容をみると、「衝動的（52.2%）」「攻撃的

(43.3%)」が高い出現率であった (Figure 4)。これら2つのリスク要因は死亡事例調査の第15次報告 (2019) の結果でも高く, 重視すべき児童虐待のリスク要因と考えられる。家事・育児能力についても半数近い432人 (44.0%) が「問題あり」であった。

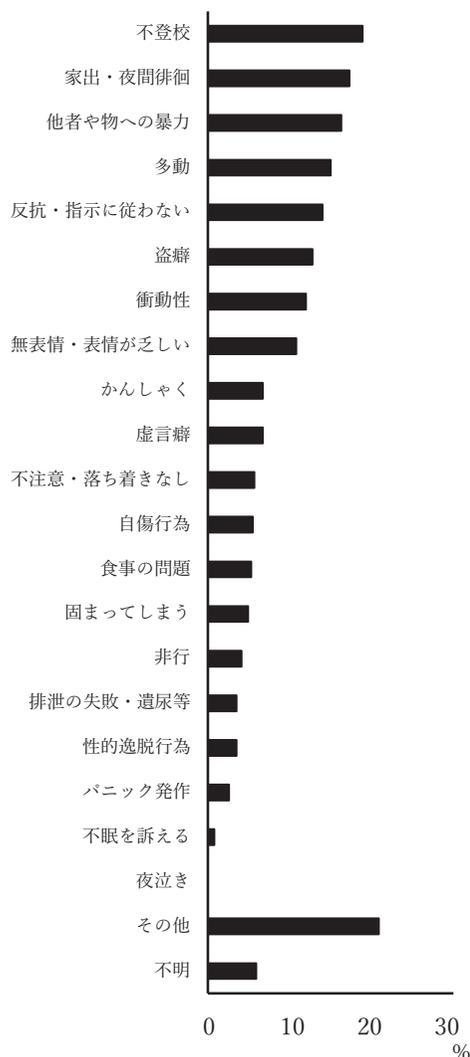


Figure 3 被虐待児の情緒・行動上の問題 (N=492)。奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課 (2015) より作成。

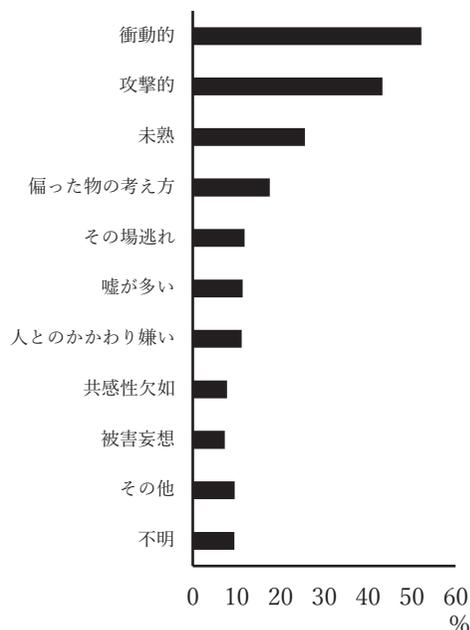


Figure 4 養育者の性格的問題 (N=739)。奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課 (2015) より作成。

### 虐待により死亡した個別事例のリスク要因

これまでは国や地方自治体 (奈良県) の調査結果から, 児童虐待のリスク要因を紹介した。ここでは死に至った個別の児童虐待事例のリスク要因をみる。なお以下の事例は奈良県で発生した重大死亡事例であり, その内容は公表された自治体の報告書や出版された書籍の範囲に限定している (奈良県児童虐待対策検討会, 2011; 相沢, 2014; 小出, 2014; 川崎, 2019)。

#### (1) 4か月双子男児虐待事例

事例の概要: 2008年3月, 生後4か月男児 (双子の弟) が実父母の虐待により心肺停止状態で搬送された。その際には身体は痩せて垢まみれ, 全身に多くの擦傷や, 大腿骨や肋骨に多くの骨折があった。そして4か月後に低酸素脳症による脳機能障害で死亡。双子の兄は慢性硬膜下血腫で入院し, 重い障害が残った。実父母は殺

人未遂容疑で逮捕・起訴され、それぞれ懲役12年と、8年の刑が言い渡された。

母方実家から生後1か月後に母子が戻ってから、実父による双子に対して壁に叩きつける、踵で胸を踏みつける、足をつかんで持ち上げて床に落とすなどの行為が始まったとされている。実母は胸部や腹部に赤いペンで落書きする行為があったとのこと。また「乳幼児揺さぶられ症候群」も指摘された。

リスク要因：裁判や報道等で示されたリスク要因は次の通りである。親の要因は、実母は10代で結婚し、姉を出産した。望まなかったが双子をすぐに妊娠し、出産後は乳幼児3人の子育てにストレスを感じていた。子の要因としては、安全への十分な配慮や授乳などの全面的な保護を要する乳児であり、しかも双子であり年子の姉がいること。家庭・生活環境の要因では、実父母は無職であり、生活費は両親に頼っていた。父方の祖父母や姉夫婦と同じ敷地内の離れに住んでいたが、実父は祖父母の離れへの立ち入りを拒否していた。また父方親族や地域からも孤立していた。

## (2) 5歳男児ネグレクト事例

事例の概要：2010年3月、5歳8か月男児が病院に救急搬送されたが飢餓による衰弱が激しく急性心不全により死亡。死亡時の体重は同年齢の平均の3分の1程度の6.2kgであった。発見時にはあばら骨が浮き出ており、自力で歩けない状態で、紙おむつをつけて寝かされていた。死因は極端な栄養失調による餓死であり、脳委縮、複数の傷跡、褥瘡が確認された。実父母は保護責任者遺棄致死容疑で逮捕・起訴され、両者とも懲役9年6か月の刑が言い渡された。

妹の誕生後に赤ちゃん返りや反抗が目立ち、妹の腕を踏んだことをきっかけに2歳半頃から1日に数時間、4歳4か月頃からは1日中ロフトで過ごさせるようになった。4歳10か月頃、実父母の外出中に調味料を床にまき散らしたため、実父母の外出時にはトイレに閉じ込められるようになった。食事はロフトやトイレにおにぎり

やバナナを置いていたが、食べなくなっていった。5歳2か月頃には痩せ細り、自発的な行動がとれなくなり、放心状態で目もうつろであった。

リスク要因：自治体の検証や裁判等で示された親のリスク要因は、実母は弟との差別的養育を受け、実父は叩かれて育てられたという。実父の借金等が何度も発覚したことにより、実母はたばこの火を自らに押し付ける自傷行為を繰り返し、精神的に不安定な状態であった。子の要因には、仮死出産、赤ちゃん返りや反抗的態度。家庭・生活環境の要因では、実父の借金や離職による夫婦関係の悪化、夫婦間での暴力、借金問題をきっかけに実母と父方親族との断絶。母方両親は実母に離婚をせまり関係が悪化していた。また乳幼児健診は受診していなかった。

これら2事例に共通するリスク要因には、子どもの育ちにくさや、親の育てにくさなどの「発達」や「養育意欲」の問題があり、親自身の自傷行為、精神的に不安定さなどの「心理的援助の必要性」が認められた。更には親族や近隣からの疎遠・孤立といった「対人関係や社会性」にも関連していた。このように児童虐待のリスク要因は心理学的な治療・援助の対象としてとらえられる。

## 児童虐待における公認心理師の役割

児童虐待のリスク要因としてあげられた乳幼児への養育能力の問題は、子どもの健全育成の基盤となる愛着形成に大きく影響する。またうまくいかない子育ては養育者の不安やストレスを高める。養育者の「攻撃性」「衝動性」は単なる性格の問題にとどまらず、社会生活を営む上でも大きな支障となり、虐待行為を一層強めるリスク要因となる。

子どもの側のリスク要因である「不登校」はネグレクトの状況が考えられ、「家出・夜間徘徊」は身体的虐待や性的虐待を回避する手段ともいえる。「暴力」「反抗」などの行動は、虐待者をモデルとしたために、支配・服従といった人との関係性を取り込んでしまった顛れかもしれない

い。

家庭・生活環境の要因では、家族間の不和、貧困などの経済問題、劣悪な住環境などのリスクも大きく関連していた。

以上のようなことから、公認心理師が臨床の場では出会う様々な症状の背景には児童虐待が関連している場合もある。従って、心理学的な査定・評価のみにとどまらず、生物-心理-社会モデルを踏まえたアセスメントが必要である。そして、実際のアセスメントや援助にあたっては、ソーシャルワーカー、医師、教師、保育士等の他職種の関係者との一層の連携、協働に努めなければならない。

## 引用文献

- 相沢 林太郎 (2014). 奈良市4ヵ月双子男児虐待・死傷事件 川崎 二三彦・増沢 高 (編) 日本の児童虐待重大事件2000-2010 (pp.257-268) 福村出版
- 川崎 二三彦 (2019). 虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか 岩波書店
- 小出 太美夫 (2014). 桜井市5歳男児ネグレクト死事件 川崎 二三彦・増沢 高 (編) 日本の児童虐待重大事件2000-2010 (pp.393-404) 福村出版
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 (2013). 子ども虐待対応の手引き (平成25年8月

改訂版)

Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/130823-01.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html) (2019年12月10日)

厚生労働省 (2019). 令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 (令和元年8月1日)

Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00006.html) (2019年12月10日)

奈良県児童虐待対策検討会 (2011). 奈良県児童虐待対策検討会検討結果報告書

Retrieved from <http://www.pref.nara.jp/item/150391.htm> (2019年12月10日)

奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課 (2015). 児童虐待事例調査・分析事業結果報告書

Retrieved from [http://www.pref.nara.jp/secure/70511/hp\\_hokokusyo.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/70511/hp_hokokusyo.pdf) (2019年12月10日)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2019). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第15次報告)

Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00003.html) (2019年12月10日)